

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率等について



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

■健全化判断比率等の公表等■

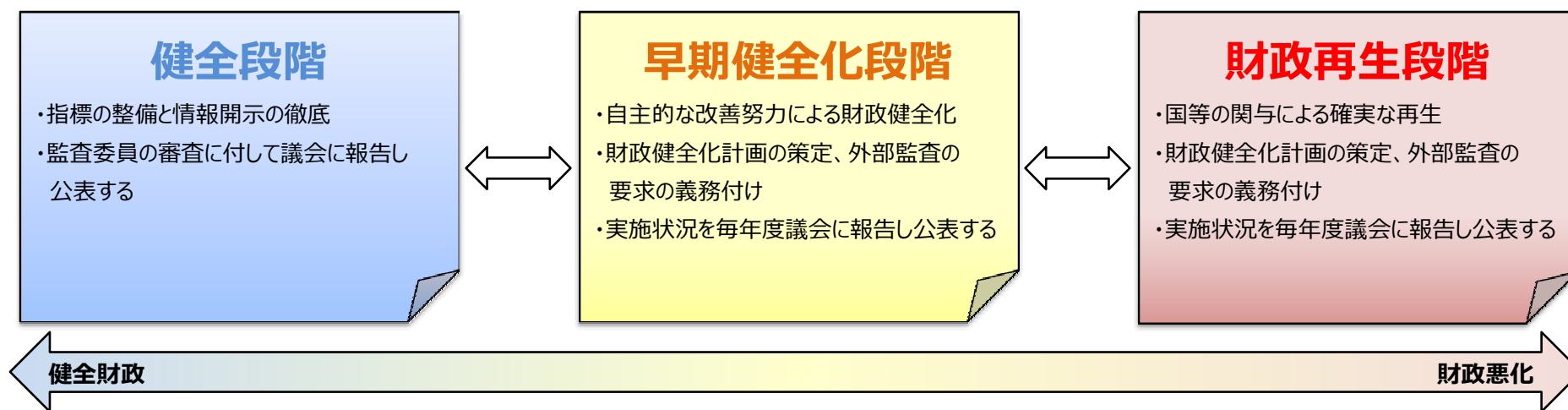
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

■財政の早期健全化及び財政の再生■

健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合(健全化判断比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合)は、財政健全化、再生に向けた計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられます。

■公営企業の経営の健全化■

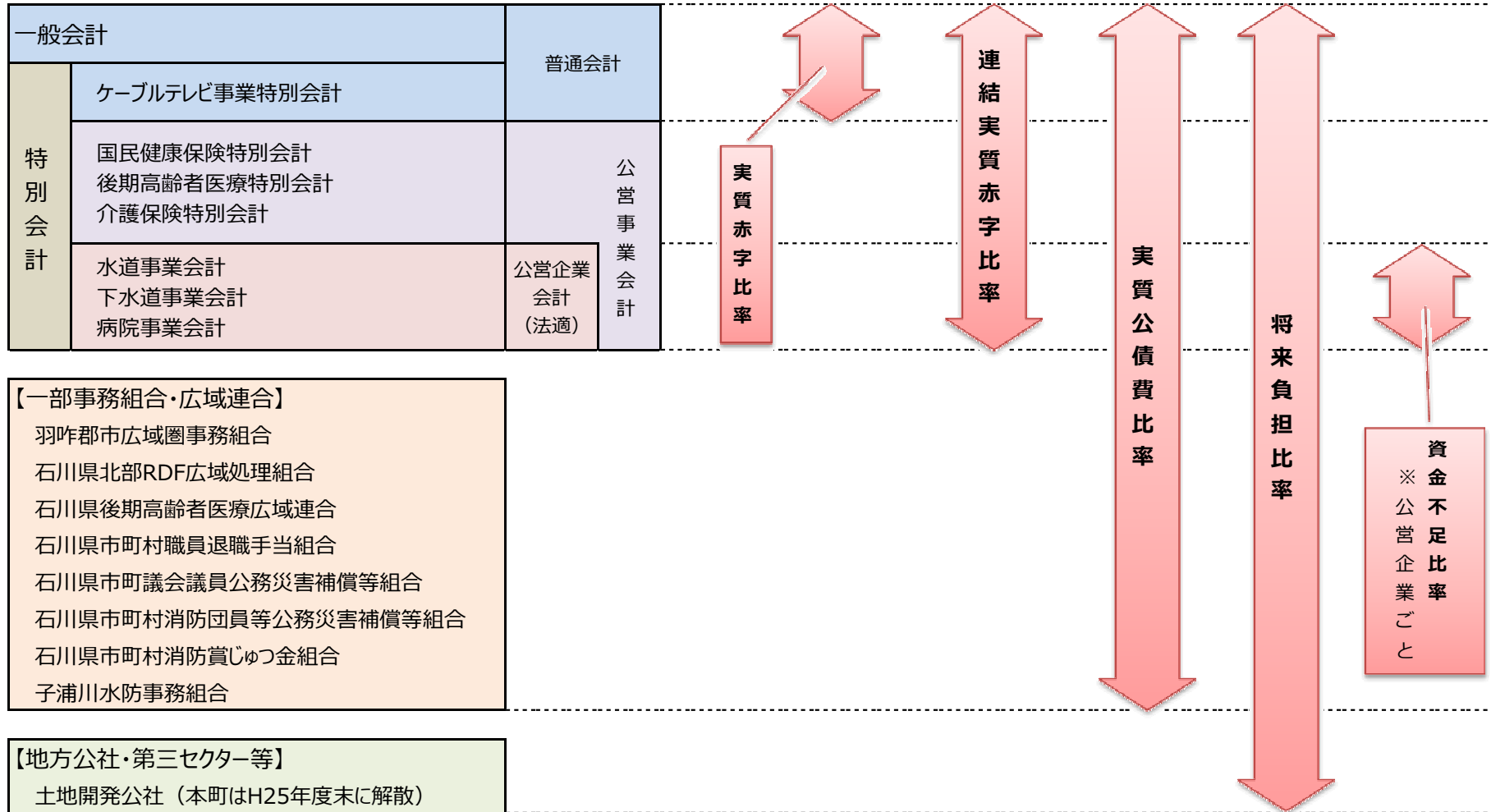
公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。



健全化判断比率の各指標

指標名	説明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字と黒字を合計し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。小さければ小さいほど健全な財政運営であると言えます。 ※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に県知事等の許可が必要です。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

健全化判断比率等の対象



健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（1）

1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3カ年平均)	将来負担比率
H19決算	—	—	18.7	293.6
H20決算	—	—	20.2	281.5
H21決算	—	—	20.9	240.0
H22決算	—	—	21.3	217.8
H23決算	—	—	21.0	199.1
H24決算	—	—	20.2	170.9
H25決算	—	—	18.6	144.3
H26決算	—	—	16.9	141.9
H27決算	—	—	14.5	108.2
H28決算	—	—	12.9	97.2
H29決算	—	—	10.7	60.9
H30決算	—	—	8.0	35.3
R1決算	—	—	6.2	23.8
R2決算	—	—	5.2	27.1
早期健全化基準	14.76	19.76	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率で赤字額がない場合は「—」と表記しています。

(参考) 単年度の実質公債費比率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
単年度比率	19.9	21.4	21.4	21.0	20.4	19.3	16.1	15.4	12.2	11.2	8.7	4.0	6.1	5.6

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（2）

2 資金不足比率

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
H19決算	—	—	—
H20決算	—	—	—
H21決算	—	—	—
H22決算	—	—	—
H23決算	—	—	—
H24決算	—	—	—
H25決算	—	—	—
H26決算	—	—	—
H27決算	—	—	—
H28決算	—	—	—
H29決算	—	—	—
H30決算	—	—	—
R1決算	—	—	—
R2決算	—	—	—

※資金不足額がない場合は「—」と表記しています。

経営健全化基準	20.0
---------	------



健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも「早期健全化基準」および「経営健全化基準」を下回っています。

(参考資料) 健全化判断比率に関する算定様式

	石川県	宝達志水町	-	-	5.2	27.1

	187,213					

